

令和5年度南部広域行政組合島尻教育研究所
適応指導教室「しののめ教室」入室要項

南部広域行政組合島尻教育研究所
適応指導教室「しののめ教室」

1 目的

適応指導教室「しののめ教室」は、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談、適応指導（学習指導を含む。以下同じ）を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

2 入室対象者

- (1) 島尻地区内小中学校に在籍していること（糸満市、豊見城市、南城市を除く）
- (2) 心理的要因等によって登校できず、学校適応を促進するため、しののめ教室での指導が望ましいと判定された児童生徒

3 入室条件

- (1) 【 児童生徒 】 ■本人に「しののめ教室」に通室する意志があること。
- (2) 【 保護者 】 ■保護者に児童生徒を「しののめ教室」に通室させる意志があること。
■「しののめ教室」や関係機関の運営や学校復帰、社会自立に向けた取り組み等に連携・協力できること。
■保護者による「しののめ教室」への送迎と登下校の安全確保が可能であること。
- (3) 【 原籍校 】 ■原籍校の校長により「しののめ教室」における指導が望ましいとされた児童生徒であること。
■原籍校または所管する市町村教育委員会に、入室から学校復帰までの指導や支援の計画があり、その体制があること。
- (4) 【 教育委員会 】 ■原籍校を所管する市町村教育委員会により「しののめ教室」における指導が望ましいとされた児童生徒であること。
- (5) 【 しののめ教室 】 ■入室申請に係る所定の手続きを踏まえていること。
■「しののめ教室入室判定会議」により、「しののめ教室」における指導が望ましいと判定された児童生徒であること。

4 見学・相談

- (1) 見学、相談の時間は、原則として午後3時～午後5時とする。

5 入室申請

- (1) 【 令和5年度申請受付 】 令和5年度の新規入室申請の受付開始は4月24日（月）
※入室申請にかかる書類は、4月下旬に島尻教育研究所ホームページに掲載予定
- (2) 【 申請手続き 】 次の6の手続きを踏まえて島尻教育研究所長あてに申請する。
- (3) 【 申請書等提出先 】 〒901-0401 八重瀬町字東風平965番地
南部広域行政組合島尻教育研究所
所長 大城 譲次
TEL 098-998-9561 Fax098-998-9420
担当：主任指導主事 新垣誠（あらかきまこと）

6 入室手続き

入室に関する話し合い・・・



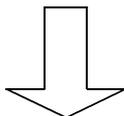
- 学校は「チェックリスト」を参考に、校内委員会等において、児童生徒の生活・学習環境として「しののめ教室」が最適か協議する。
- 校内委員会等における協議、「しののめ教室」の経営方針等を踏まえ、校長が施設見学を行うか、判断する

施設見学の申し込み・・・



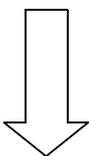
- 学校は保護者と協議のうえ、「しののめ教室」担当(主任指導主事)と調整し、施設見学を電話等で申し込む。

施設見学・・・・・・・・・・



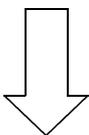
- 学校は、保護者「しののめ教室」担当(主任指導主事)と調整し、施設見学(児童生徒を伴う)を行う。
- 施設や入室に関する説明を行う(保護者・学校職員・児童生徒)。
- 「しののめ教室」が児童生徒にとってふさわしい「居場所」となるか等の意見交換を行う。

体験入室の申請・・・・・・・・



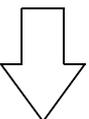
- 保護者は、体験入室願(様式1)を学校に提出する。
- 学校は、体験入室に係る書類(様式1、2、3)を教育委員会に提出する。
- 教育委員会は、体験入室に係る書類(様式1、2、3)を教育研究所に提出する。
[流れ] 保護者(様式1)⇒学校(様式1、2、3)⇒教育委員会(様式1、2、3)⇒島尻教育研究所
- 島尻教育研究所は、実施要項に照らして体験入室の可否を判断し、教育委員会、学校、保護者に通知(様式4)する。

体験入室・・・・・・・・・・



- 2週間～4週間程度の体験入室を実施する。
- 学校、保護者、しののめ教室は、体験入室中の児童生徒の状況に応じ、相談活動や学習指導、学校復帰に向けた支援等を行う。
- 体験入室は、児童生徒の状況をみて、学校、保護者、教育研究所の協議により、学期の終了をめぐりに期間を延長することができる。

入室継続に関する話し合い



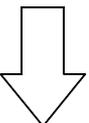
- 体験入室の期間終了にあたり、学校の校内委員会等において、「しののめ教室」への入室を継続するか協議する。
- 校内委員会等における協議、「しののめ教室」の経営方針などを踏まえて、校長が入室継続を申請するか判断する

入室継続の申請・・・・・・・・



- 学校は、児童生徒の登校復帰に向けた指導、支援の計画を立てる。
- 学校は、入室継続申請書(様式5)を教育委員会に提出する。
- 教育委員会は、入室継続申請書(様式5)を教育研究所に提出する。
[流れ] 学校(様式5)⇒教育委員会(様式5)⇒教育研究所

入室継続判定・・・・・・・・・・



- 入室判定委員会において入室継続の可否について審査する。
- 教育研究所は、入室継続の可否を教育委員会、学校、保護者に通知する。
[流れ] 教育研究所(様式4)⇒教育委員会・学校・保護者
- 入室継続については、当該学年の修了時まで継続することができる。

入室継続・・・・・・・・・・

- 更に次年度への継続を希望する場合は、次年度の第1回入室判定委員会に申請し、判定を受けることとする。